朝倉市アイデアバンク設置要綱

（目的）

第１条　この要綱は、朝倉市アイデアバンク（以下「アイデアバンク」という。）の設置、運営及び管理に関し必要な事項を定めることにより、地域の魅力を創出し、持続的な地域の発展と活性化を目指した地域づくりのイベントや取組等の企画を実施するアイデア（以下「アイデア」という。）を魅力ある地域づくりに活用できるよう、支援していくことを目的とする。

（登録の対象）

第２条　アイデアバンクへの登録の対象となる提案（以下「提案」という。）は、市内で実施する企画に係るアイデアであって、事業効果が高いと市長が認める内容であるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する提案は、アイデアバンクへの登録の対象としない。

（１）　営利を目的としたもの

（２）　特定の個人又は団体のみが利益を受けるもの

（３）　政治活動又は宗教活動を目的としたもの

（４）　公序良俗に反するもの

（５）　他者が権利を有する著作権等を侵害する恐れのあるもの

（６）　その他市長が提案として適当ではないと認めるもの

（登録の手続）

第３条　アイデアバンクへ提案を登録しようとする者（以下「提案者」という。）は、アイデアバンク提案書（様式第１号。以下「提案書」という。）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、提案書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、アイデアバンクへの提案の登録の可否を決定し、アイデアバンク登録結果通知書（様式第２号）により提案者に通知するものとする。

３　市長は、当該提案に関する事務を所掌する所属長に対し、意見を求めることができるものとする。

４　市長は、第２項の規定によりアイデアバンクに提案を登録することを決定したときは、速やかにアイデアバンク登録台帳（様式第３号）に次に掲げる事項を記載するものとする。

（１）　登録番号

（２）　登録日

（３）　提案者

（４）　提案の名称

（５）　テーマ

（６）　エリア

（７）　提案の概要

　（提案に伴う権利）

第４条　提案に関する全ての権利は、市に帰属するものとする。

（提案の実施）

第５条　アイデアバンクに登録された提案を実施しようとする者（以下「実施者」という。）は、アイデアバンク実施届出書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

２　前項の規定により提案を実施する場合、実施者の責任において実施するもの

とし、それにより生じた損害、不利益等に関して、市及び提案者は一切責任を負わないものとする。

（登録の期間及び抹消）

第６条　アイデアバンクへの提案の登録期間は、登録した日から起算して３年が経過する日の属する年度の３月３１日までとする。

２　市長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、アイデアバンクへの提案の登録を抹消するものとする。

（１）　第２条第２項に該当することが判明したとき。

（２）　その他市長がアイデアバンクへの提案の登録を適当でないと認めるとき。

（その他）

第７条　この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年５月１日から施行する。